

秋田県後期高齢者医療広域連合一般職の任期付職員の採用等に関する
条例施行規則をここに公布する。

平成29年2月17日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂 積 志

秋田県後期高齢者医療広域連合規則第1号

秋田県後期高齢者医療広域連合一般職の任期付職員の採用等に関
する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、秋田県後期高齢者医療広域連合一般職の任期付職
員の採用等に関する条例（平成29年秋田県後期高齢者医療広域連合条
例第1号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、条例の施
行に関し必要な事項を定めるものとする。

(任期を定めた採用の公正の確保)

第2条 任命権者は、条例第2条の規定に基づき、選考により、任期を
定めて職員を採用する場合には、性別その他選考される者の属性を基
準とすることなく、及び情実人事を求める圧力又は働きかけその他の
不当な影響を受けることなく、選考される者について従事させようと
する業務に必要とされる専門的な知識経験又は優れた識見の有無をそ
の者の資格、経歴、実務の経験等に基づき経歴評定その他客観的な判
定方法により公正に検証しなければならないものとする。

(辞令書の交付)

第3条 任命権者は、次に掲げる場合には、職員に対して、辞令書を交
付しなければならない。ただし、第3号に掲げる場合のうち、辞令書
の交付によらないことを適当と認める場合は、辞令書に代わる文書の
交付その他適当な方法をもって辞令書の交付に代えることができる。

(1) 条例第2条から第4条までの規定により任期を定めて職員又は
短時間勤務職員を採用する場合

(2) 条例第2条から第4条までの規定により任期を定めて採用され

た職員又は短時間勤務職員の任期を更新する場合

- (3) 任期の満了により、条例第2条から第4条までの規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員が当然に退職する場合
(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。